

華誠の法律ニュースレター

2017年4月 第二期

注目のニュース

華誠の動向

- 華誠がSMC社の代理を務めた博日気動発明特許侵害事件が「2016年上海知識産権法院 典型事例」に入選
- 華誠はトムソン・ロイターALB「2017年中国法律大賞」に入選

会社商事

- クロスボーダー電子商取引の新たな監督管理モデルが2018年1月1日から実施

経営コンプライアンス

- 上海工商局、『広告法』に違反する行為を裁量処理

独占と競争

- 中国不正競争防止法 24年ぶりに修正

中国娯楽法

- 中華人民共和国映画産業促進法」3月1日から施行

紛争解決

- 国家知識産権局：知的財産権紛争仲裁調停試行業務を展開

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は、1995年に設立された中国で最も早く誕生したパートナーシップ渉外法律事務所の一つです。本部を上海に置き、北京、無錫、杭州、ハルピン、香港などに支所及びオフィスを有し、国内外の各大都市に提携事務所があります。20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の渉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers & Partners、Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市渉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠知識産権代理有限公司は本部を上海に置き、北京に支社を設けております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のパイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許出願の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

郵便番号：200031

上海市徐匯区長樂路989号

世紀商貿広場26階

TEL：(86-21) 5292-1111;

(86-21) 6350-0777

FAX：(86-21) 5292-1001;

(86-21) 6272-6366

E-mail:

mail@watsonband.com.cn

mailip@watsonband.com.cn

北京事務所：

郵便番号：100027

北京市東城区朝陽門北大街

8号富華ビルDブロック5C

TEL：(86-10) 66256025

FAX：(86-10) 6445-2797

E-mail:

beijing@watsonband.com.cn

mailip@watsonband.com.cn

香港事務所：

香港中環荷李活道32号

建業榮基センター2004号室

ハルビン事務所：

郵便番号：150010

ハルビン市道里区西八

道街37号馬迪ルビル18

階A2室

TEL：

(86-451) 8457-3032

FAX：

(86-451) 8457-3032



目次

華誠のニュース

- 華誠がSMC社の代理を務めた博日気動発明特許侵害事件が「2016年上海知識産権法院典型事例」に入選 5
- 華誠は徐匯公証処と提携し、知的財産権分野での強みを合わせてサービス品質を向上 6
- 華誠は「2017年AIPPI中国分会青年知的財産権検討会」に出席し演説を発表 6
- 華誠はトムソン・ロイターALB「2017年中国法律大賞」に入選 6

華誠の動向

- 中国法サロン「企業と知的財産権——革新の時代における知的財産権管理検討」講座 7
- 第139回INTA国際商標協会年次総会、華誠はスペインでお待ちしております 8

立法の動向

- 第12期全国人民代表大会第5回会議にて『中華人民共和国民法総則』通過 8
- 国務院は一部の行政法規を改正又は廃止——36の行政法規の一部条項を改正、3法規 8



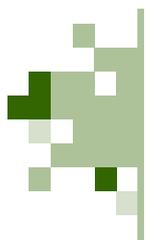
読者の皆様

華誠をご支持いただき、誠にありがとうございます。商務部の報道によりますと、2017年第一四半期における中国の輸出入総額は6.20兆人民元、前年同期比21.8%の増加となり、そのうち輸出は3.33兆円で、前年同期比14.8%増、輸入は2.87兆円で、前年同期比31%増となりました。2016年には、金融、対外投資が一定の引き締め政策に遭いましたが、中国企業が海外に出て、ハイエンドな外資と人材を集める傾向は、依然として中国経済の主な趨勢となっています。

華誠は2017年第一四半期に、得意とする知的財産権分野で代理した事件が再度2016年上海知的産権法院典型的事例に入選し、投資、コンプライアンス、競争法と独占禁止法、娯楽法の分野にてクライアントのために各種の典型的事件を解決しました。また、数多くの法律意見稿について、『上海律協』及びLexisから評論稿の執筆依頼を受けました。もし、華誠へのご意見や興味のある法律の話題、経営において遭遇した困惑、解決が待たれる法律問題がございましたら、いつでもお気軽にご連絡ください。華誠は即時に専門家を手配し、諸問題にお答えいたします。

華誠律師事務所
マーケティング總監
李 木樂

m.le.li@watsonband.com



目次

会社商事

クロスボーダー電子商取引の新たな監督管理モデルが2018年1月1日から実施	9
上海で正式にインターネットアプリストア登録業務を開始	9
中国国家外貨管理局、関税申告電子情報開示へ	9

経営コンプライアンス

上海工商局、『広告法』に違反する行為を裁量処理	10
食薬監総局、食品安全のトレサビリティ体系に関する若干規定を公布	10

独占と競争

中国不正競争防止法 24年ぶりに修正	11
「知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン」意見公募	11

中国娯楽法

「中華人民共和国映画産業促進法」3月1日から施行	12
2016年上海文化産業発展報告を公表	12

紛争解決

国家知識産権局：知的財産権紛争仲裁調停試行業務を展開	13
多部門が「意見」公布 労働人事争議仲裁処理体制を強化	13

法的声明

- ◆ 当刊行物は一般的な状況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的財産局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠のニュース

華誠がSMC社の代理を務めた博日気動発明特許侵害事件 が「2016年上海知識産権法院典型事例」に入選

先ごろ、上海知識産権法院は2016年度審判白書を発表した。これには、3つの審判白書及び20件の典型事例が含まれており、華誠律師事務所の黄劍国弁護士がSMC社を代理した博日気動発明特許侵害事件は「2016年上海知識産権法院典型事例」に入選した。

【経緯】

SMC株式会社は1959年に設立され、本部は日本の東京都に置かれており、エア気動製品及び電動部品を専門に製造、販売する会社で、当該分野では常に技術をリードし、数多くの特許技術も保有している。2015年に、SMC社は楽清市博日気動器材有限公司が製造、販売、及び販売の申し出を行っている電磁弁製品にSMC社の特許権を侵害する疑いがあることを発見し、華誠所に依頼して上海知識産権法院に特許権侵害訴訟を提起した。

本件の審理過程で争点のひとつとなったのは、係争特許の請求項における「弁ボディ内に、可動鉄心によって駆動される複数のポート間の流路を切り替える弁体が設置された弁部」という技術的特徴を如何に解釈するかであった。当方は、最高人民法院が最も新しく2016年に公布・施行した『特許権紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）』に基づき、機能的特徴を判定する規則、即ち、機能的特徴は機能又は効果によって限定された技術的特徴を指すが、当業者が請求項を読むだけで当該機能又は効果を実現する具体的な実施形態を直接かつ明確に確定できる場合はこの限りでないということを合議廷に向けて強調した。同時に、当方は、従来技術の文献を複数裁判所に提出し、「可動鉄心によって駆動される複数のポート間の流路を切り替える弁体」が公知技術であり、かつ異なる複数の実施形態が存在していることを証明した。よって、最高人民法院による上記の解釈に基づき、争点となった上記の技術的特徴は機能的特徴として認定すべきでなく、その保護範囲は複数の実施形態をカバーしている。

合議廷は最終的に当方の意見を採用し、争点となった前記の技術的特徴は機能的特徴ではなく、その保護範囲は被疑侵害製品に採用されている具体的な設置方法をカバーしていると考え、これを基礎として、裁判所は、被疑侵害製品が係争特許のすべての技術的特徴を有しているため、SMC社の特許権の保護範囲に入っており、特許権侵害に該当するとの判決を下した。

【本事例の意義】

機能性特徴の識別及びその保護範囲の確定はずっと特許権侵害事件審理の難点となっており、本件は裁判所が特許の機能的特徴の保護範囲を正確に認定した典型的な事例である。機能の特徴を記述したものは機能的特徴として認定されるべきか、それとも例外とされるべきかに比較的大きな争議がある状況においては、特許出願日より前に特許権者が出願した関連特許を創造的に運用することで係争特許の請求項を解釈し、また、関連の特許に係わる同一又は類似の機能的特徴が公表している実施形態も同様に係争特許の機能的特徴の解釈に用いることができる。本件の審理は機能的特徴の保護への裁判所の有益な探索であり、類似事件の審理でも手本とする一定程度の意義がある。

華誠のニュース

華誠は徐匯公証処と提携し、知的財産権分野での強みを合わせてサービス品質を向上



このほど、徐匯区司法局の指導と推進によって、華誠律師事務所と徐匯公証処の提携覚書調印式が上海徐匯弁護士の家で行われた。調印式の現場では、徐匯区司法局中国共産党委員会副書記董華明が司会を務めるとともに発言し、徐匯区司法局局长徐文泉、副局长朱志忠、律公科科长于晟、副科长仇倍珍、華誠律師事務所主管パートナー楊軍、同じく主管パートナー孔風靈、及び徐匯公証処の関係者が出席した。双方は、提携分野、提携内容、提携期限及び他の事項について研究を行い、楊昌麟主任と華誠律師事務所主管パートナー孔風靈がそれぞれの組織を代表して調印した。

公証、弁護士サービスの提携を共同で構築するという組織関係の確立以外にも、華誠と徐匯公証処は、当事者各々の為に共同で定期的に公証法律サービスの分野の研修と講座を行い、併せて情報コミュニケーションのチャンネルとメカニズムを構築する。双方は互いに連絡員を設けて、定期的に情報を交換するが、これも両サービスの合流点としての窓口とする。今後、双方は引き続き公証法律サービスの分野で、多様な全方位型の多層的な交流と提携を展開し、社会一般の為に高品質のサービスを提供する。

華誠はトムソン・ロイターALB「2017年中国法律大賞」に入選

先頃、トムソン・ロイター傘下の「アジア法律雑誌 (Asian Legal Business、略称『ALB』)」が「2017年度中国法律大賞 (China Law Awards 2017)」ノミネートリストを発表し、華誠律師事務所は「年度最優秀上海法律事務所 (Shanghai Law Firm of the Year) 大賞」に入選した。

ALBはトムソン・ロイターグループ傘下のハイエンドな法律雑誌で、「ALB中国法律大賞」は、中国法律業界の優秀な法律事務所及び企業法務顧問チームを表彰することを趣旨とし、年に一度の選考活動には、企業のノミネート、リスト発表、最終選考などの階段が含まれる。選考委員会は企業法務顧問や弁護士などの業界の専門家によって構成されており、公正で開かれた選考過程になるよう努めている。「ALB中国法律大賞」は開始以来、既に中国国内の最も権威ある法律選考活動のひとつとなっている。今年の選考活動も、200以上の法律事務所や企業法務顧問がノミネートを受けた。

華誠律師事務所は、1995年に上海で設立されて以来、知的財産権を業務の特色とする総合法律事務所に発展した。華誠の本部は上海に位置し、香港、北京、ハルビン等にオフィスを有し、20年以上にわたり、華誠はずっと中国国内外の著名な企業に効率的、全面的、かつ良質の法律サービスを提供することに力を注いできた。華誠及びそのチームは、クライアントや同業者から高い評価を受け、さらに国内外の様々な権威ある法律ランキングで常に上位につけている。

華誠は「2017年AIPPI中国分会青年知的財産権検討会」に出席し演説を発表



2017年3月17日から18日まで、華誠所の呉月琴弁護士及び慎理弁護士の両名は国際知的財産権保護協会 (AIPPI) 中国分会の主催した「2017年AIPPI中国分会青年知的財産権検討会」に参加した。今回の会議は張家口崇礼で開かれ、会議での演説と討論は全て英語で行われ、また日本語のフォーラムも設けられた。

呉月琴弁護士と慎理弁護士はそれぞれ、知的財産権の資本化、特許権侵害の損害賠償などの問題について全て英語での演説を行い、出席した100名を超える同業者から認められ、好評を得た。

華誠の動向

中国法サロン「企業と知的財産権——革新の時代における知的財産権管理検討」講座

3月31日、華誠所は今期新たな中国法サロンを開催した。今回の講座は「企業の知的財産権管理の現状と必要性」、「企業の知的財産権管理規範と制度構築」及び「企業の知的財産権標準化」の3つのテーマに分けられた。現代社会では、知的財産が企業の発展に極めて重要な促進作用をもたらしており、楊軍弁護士は、企業が如何に特許、商標、ソフトウェア著作権などの知的財産の出願及び保護を行うべきか、また、如何に知的財産の価値を最大にするかなど、現在の多くのホットなポイントについて分析した。特に企業の知的財産権管理の意義、及び企業の知的財産権標準化の実施ステップなどの内容について、楊軍弁護士は相応の解説を行った。

楊軍弁護士は自身の豊富な実践経験と熟練の講義テクニックを駆使し、生き生きと企業の知的財産権管理を中心とする話題について解説した。講座終了後には、各大手企業からの顧客代表及び業界同業者も楊軍弁護士と企業の知的財産権標準化などの問題について検討した。



講座の申し込み：

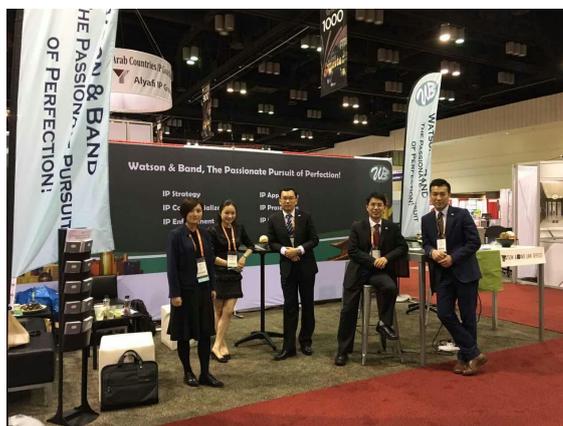
マーケティング部 馮蕾

Lei.feng@watsonband.com

第139回INTA国際商標協会年次総会、華誠はスペインでお待ちしております

華誠律師事務所は、2017年5月20日から24日までスペインのフィラ・バルセロナ・グラン・ヴィア・コンベンションセンターで開かれる国際商標協会年次総会に出席いたします。会場では固定ブースを設置して、企業のブランド担当責任者の方々に最新の中国の知的財産権法律サービスの動向とコンサルティングを提供いたします。

華誠はINTAのシニア会員として、また中国のトップクラスの知的財産権法律事務所として、文化と娯楽産業、ハイテク産業、贅沢品産業、生産型産業などの色んな業界に全面的な知的財産権と商事法律サービスを



を提供しており、開催日には、弊所の商標専門家がF3ブースで皆様のご光臨をお待ちしております。盛会となるよう、皆様もどうぞご参加ください。

年次総会での活動につきましては、改めてお知らせいたしますので、どうぞ引き続き華誠ニュースレター、公式サイト、及びウィーチャットサブスクリプションをご注目くださいますようお願い申し上げます。



立法動向

第12期全国人民代表大会第5回会議にて『中華人民共和國民法総則』通過

『中華人民共和國民法総則』は2017年10月1日から施行。

『民法総則』は合計11章206条からなり、民法基本原則、民事主体、民事権利、民事法律行為、民事責任、及び訴訟時効などの基本的な民事法律制度について規定したものである。

『民法総則』は制限民事行為能力者年齢を満8歳に下げ、胎児の利益保護の規定を追加し、監護制度を改善した。『民法総則』は法人を営利法人、非営利法人と特別法人の三種類に分け、非法人組織に民事主体の地位を与えた。非法人組織には個人独資企業、パートナーシップ企業、法人資格のない専門サービス機関が含まれる。

『民法総則』を全体的に見てみると、知的財産権に関する規定は主に第123条に集中している。当該規定によると、民事主体は法により知的財産権を享有する。知的財産権は権利者が法により次の各号にあげる客体について享有する専有権である。(一)著作物 (二)発明、実用新案、意匠 (三)商標 (四)地理的表示 (五)営業秘密 (六)集積回路の配置設計 (七)植物新品種 (八)法律の規定するその他の客体。

『民法通則』は廃止せず、衝突する部分は新法優先の原則により処理する。

【最高人民法院 中国人大網】より

国務院は一部の行政法規を改正又は廃止

—36の行政法規の一部条項を改正、3法規を廃止

『国務院による一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定』は公布日から施行された。法により行政の簡素化と下部への権限委譲、委譲と管理の結合を推進し、サービス改革を改善するために、国務院は、行政審査が取り消された項目、仲介サービス事項、職業資格許可事項と企業投資項目の認可審査の改革に係わる行政法規、及び安定成長の維持、改革の促進、構造の調整、民生の保障に不利な行政法規を取り除いた。変更された主要内容には、以下の5つの面が含まれる。

行政審査事項の取消については、放射性医薬品管理弁法などの22の行政法規の68条項で、放射性医薬品経営審査などの34の審査項目を取り消した。

企業投資項目の認可審査の改革については、公共機構省エネルギー条例などの5つの行政法規の7条項を改正し、建設項目の省エネルギー評価と審査など9つの企業投資項目の認可審査をプロジェクトの認可と同時に手続きする。

事後の管理監督の強化については、関係部門は行政審査項目を取り消した後、関連活動の管理監督に従事することを強化した。一つ目は日常の管理監督措置規定を追加した。二つ目は行政主管部門の管理監督責任を明確にした。三つ目は関連活動に従事する際の報告制度を規定した。

また、市町村市場貿易管理弁法、給与基金暫定管理弁法など3つの行政法規を廃止した。

【中国政府網】より

会社商事

クロスボーダー電子商取引の新たな監督管理モデルが2018年1月1日から実施

商務部スポークスマンの最近の談話によると、中国クロスボーダー電子商小売輸入過渡期政策の期間終了後、2018年1月1日からは新たな監督管理モデルを開始し、新モデルでは電子商取引企業の主体责任を更に強化する。

2016年4月8日、中国はクロスボーダー電子商小売輸入商品に対して新税制を実施し、またリスト管理を実施する。2016年5月に国务院の批准を経て、中国はクロスボーダー電子商小売輸入に関する監督管理要求過渡期政策を公布した。2016年11月、過渡期は更に2017年末までに延期された。

現段階では、クロスボーダー電子商小売輸入監督管理モデルは総体的に安定を保持し、クロスボーダー小売輸入商品を暫定的に個人物品として管理する。これに基づき、電子商取引企業の主体责任を強化するなど、監督管理措置を更に改善し、品質の安全リスク防止を徹底する。リスク緊急対応体制を築き、品質の安全リスクが比較的高い輸入商品に対しては、更なる厳格な措置で監督管理を行う。将来は、電子商取引法などの立法やクロスボーダー電子商小売輸入の発展状況を踏まえて、需要に応じて更に監督管理モデルを改善する。

新監督管理モデルは、杭州、天津、上海、重慶、合肥、鄭州、広州、成都、大連、寧波、青島、深セン、蘇州、福州、平潭の15都市を含む、批准されたクロスボーダー小売輸入試験都市とクロスボーダー電子商総合試験区で、2018年1月1日から実施する。

【商務部】より

上海で正式にインターネットアプリストア登録業務を開始

インターネットアプリストア業界の健全かつ順調な発展を更に促進し、モバイルインターネットアプリケーションプログラム情報サービスを規範化するために、『モバイルインターネットアプリケーションプログラム情報サービス管理規定』と国家インターネット情報弁公室による『インターネットアプリストア登録業務展開についての通知』の係わる要求により、2017年2月から上海市インターネット情報弁公室は正式にインターネットアプリストア登録業務を開始した。インターネットアプリストア登録業務はアプリストアの主体责任を確実にし、アプリ発売審査を強化し、モバイルインターネットの健全かつ順調な発展を促すために、「三つの申請」を押し出している。1、アプリストアの業務運営には登録申請が必要である。2、アプリストア登録事項の変更には変更登録申請が必要である。3、アプリストアサービス停止には登録取消申請が必要である。

【網信上海 工商総局】より

中国国家外貨管理局、関税申告電子情報開示へ

先日、中国国家外貨管理局は『銀行の貿易書類審査関連業務展開の円滑化に関する通知』を公布し、5月1日から実施する。

『通知』では、全国範囲で銀行に関税申告電子情報を開示し、現有の企業業務手続は変更しないまま、貿易についての真実性情報の問い合わせルートを銀行に提供することを明確にしている。『通知』の主要内容は以下の通りである。1、銀行に関税申告電子情報を開示し、貨物貿易外貨業務の真実性の審査に用いる。2、銀行は「顧客を知り、業務を知り、デューデリジェンスを遂行」の原則に従い、関税申告電子情報を審査し、取引の真実性が確認できる場合は、審査を免除することができる。3、企業が規定に違反して関税申告電子情報を提供せず、証票を繰り返し使い、偽の証票を使っていることを発見した場合、銀行はシステムで当該企業に標記し、全国の銀行に公示すべきである。

【国家外為管理局】より

経営コンプライアンス

上海工商局、『広告法』に違反する行為を裁量処理

2017年1月10日、上海市工商行政管理局は「上海市工商行政管理局による『広告法』違反における行政処分裁量基準に関する通知」を発行した。『広告法』違反に対する行政処分は、具体的な状況により、不処分、法に定める処分の範囲より軽い処分に軽減する、法に定める処分の範囲内で処分を軽減する、重く処分するなどの適用状況に分けている。そのうち、マスメディアで発布する広告で、「広告」という文字は明記していないが、消費者は容易に広告だと判別でき、引用する内容も合法かつ根拠があるが、ただ広告に出所を明記してないなど、明らかに情状が軽く、かつ初めての違法である場合には処罰しないと明確に規定している。

当該裁量基準は2017年2月10日から実施、有効期限は2020年6月30日までである。

【SOHU網】より

四部門、外国人の中国での就業許可制度を全面实施

先ごろ、国家外国専門家局などの四部門は、合同で『外国人の中国での就業許可制度の全面实施についての通知』（以下『通知』と称する）を公布した。『通知』では、2017年4月1日から全国統一で外国人の中国就業許可制度を実施し、『中華人民共和国外国人就業許可通知』と『中華人民共和国外国人就業許可証』を配布し、中国で就業する外国人は上記の許可により、係わるビザや居留証手続きを行うことと明確に規定している。現在有効期限内の外国人専門家の中国での就業許可と外国人入境就業許可、及び関連証書は依然として有効である。『通知』は、外国人の中国での就業法規制度を改善し、『外国人の中国での就業管理条例』と人材ビザ実施細則を早急に制定し、外国人の中国での就業の指導目録、外国人と雇用単位の信用管理などの制度を確立し、分類標準と許可サービス指南を改善することを打ち出した。『通知』と共に『外国人の中国での仕事分類標準（試行）』も公布した。

【国家外国専門家局】より

食薬監総局、食品安全のトレサビリティ体系に関する若干規定を公布

このほど、食薬監総局は「食品生産経営企業における食品安全のトレサビリティ体系構築に関する若干の規定」（以下「規定」と称する）を制定し、公布した。「規定」によると、トレサビリティ情報には以下の類型が含まれる。1、生産企業が記録すべき基本情報 2、販売企業が記録すべき基本情報 3、飲食企業が記録すべき基本情報 4、食品生産経営企業が記録すべき輸送、貯蔵、受け渡しなどの各段階の基本情報 そのうち、生産企業は「製品情報」「原材料情報」「生産情報」など10類の情報を具体的に記録しなければならない。「規定」では、情報記録と証憑の保存期限は製品の品質保証期間満了後6ヵ月を下回ってはならず、明確な品質保証期間がない場合、保存期間は2年を下回ってはならないと明確に定めている。

【国家食品薬品監督管理総局】より

独占と競争

中国不正競争防止法 24年ぶりに修正

先ごろ、中国不正競争防止法（改正草案）は全国人大常委会に審議を提出した。当該草案には以下の重要な改正点がある。

1. ユーザに合法的なネットワーク製品を強制アンインストールさせるのは違法行為であることを明確化する。インターネット不正競争行為条項を追加し、経営者は技術手段を利用してインターネットでユーザの選択に影響を与えたり、他の経営者の正常な経営を妨害したりする行為をしてはならないと規定しており、当該行為には、同意を得ずに、他の経営者が合法的に提供するネットワーク製品サービスにリンクを挿入して強制的にリンク先に飛ばす行為や、悪意により他の経営者が合法的に提供するネットワーク製品及びサービスと互換性を持たせないようにする行為などが含まれる。
2. 職員が退職後に営業秘密を漏洩した場合、処罰を与える。営業秘密の保護を強化し、営業秘密権利者の職員、前職員が営業秘密を侵害した場合の規定を追加し、また、国家機関の職員、弁護士、公認会計士などの専門家が業務履行中に得た営業秘密への秘密保持義務の規定を増加する。
3. 未登録著名商標を使用した場合も処罰を与える。他人の登録商標、未登録著名商標を企業名称の商号として使用し、公衆を混同、誤認させた場合も不正競争行為に該当する。

【新華社】より

「知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン」意見公募

国務院反独占委員会弁公室は「知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」と称する）を公布し、4月21日まで一般に意見を公集する。

「意見募集稿」は計5章27条からなり、一般問題、知的財産権に係わる独占的協定、知的財産権に係わる市場支配的地位の濫用行為、知的財産権に係わる企業結合及び知的財産権に係わるその他の状況などの内容が含まれる。「意見募集稿」によると、知的財産権に係わる協定には、共同開発、クロスライセンス、独占的グラントバック、不競争条項、標準制定などの状況が含まれる。「意見募集稿」はセーフハーバー条項を規定しており、事業者が「競争関係にある事業者は関連市場における市場占有率が合計20%を超えない」などの3つの条件のうちの1つに当たる場合、通常、その事業者が結んだ知的財産権に係わる協定が独占的協定と認定されることはないが、反証できる場合は、この限りではない。

【商務部】より

中国娯楽法

2016年上海文化産業発展報告を公表

中国共産党上海市委員会宣伝部文化改革発展弁公室、上海市文化事業管理处及び上海社会科学研究員文学研究所は共同で「2016年上海文化産業発展報告」を作成した。

「報告書」によると、上海市の文化産業の総合的規模は拡大を続け、急速な発展を維持している。2015年に上海市の文化産業は増加値1632.68億元を実現し、前年同期比8.1%増となった。増幅は同期の地域総生産より1.2%高く、地域総生産において6.50%の比重を占め、中国の文化と関連産業での比重は6%となった。2015年における上海市の文化製品とサービスの輸出入総額は90.63億ドルで、前年同期比8.63%増となり、総量の規模は拡大を続けている。上海市の対外文化貿易輸出は、主に文化用品の輸出に依存するものから、文化サービス貿易のうちの文化と娯楽サービス、広告サービスなどの高付加価値領域へと徐々に転換されている。

【上海市宣伝部】より

「中華人民共和国映画産業促進法」3月1日から施行

近年酷くなっている映画興行収入の虚偽報告行為を抑制するために、「促進法」は、興行収入の管理監督を強化し、興行収入の水増し報告や隠蔽などの行為への処罰を強め、映画配給会社や映画館が虚偽取引を行ったり、興行収入の水増し或いは隠蔽などの不正手段で、観衆を欺き、誤認させ、映画市場の秩序を乱す行為を厳禁すると規定している。その他、罰金額、休業措置、許可証取消などの処罰措置を明確にした。

また、「促進法」は、映画審査制度のレベルでは適度にやわらげ、国務院の映画主管部門には、完全、具体的、かつ明確な審査基準とプロセスを制定して、直ちに社会に公布するよう要求しており、また、基準の制定にあたっては社会一般に意見を公募し、かつ専門家を組織して論証を行い、審査グループには最低5名以上の専門家を含み、30日以内に審査決定を出すなどと規定している。

【上海市文広影視局】より

華誠は上海国際映画祭、上海国際芸術祭、MPA、SMGなどの著名な機構や企業への法律サービス提供者として、中国文化娯楽分野に全面的かつ豊富な業務経験を有しています。中国の文化娯楽に関する法律面でのお問い合わせは、どうぞご遠慮なく華誠までご連絡ください。



朱小蘇 弁護士

Xiaosu.zhu@wats
onband.com

紛争解決

国家知識産権局：知的財産権紛争仲裁調停試行業務を展開

先ごろ、国家知識産権局は「知的財産権紛争仲裁調停試行業務の展開に関する通知」（以下「通知」と称する）を公布した。

「通知」は、持続的に知的財産権紛争仲裁調停業務を規範化し、知的財産権紛争仲裁調停専門家のデータベースを探索・構築し、知的財産権情報交流及び案件受理プラットフォームの構築を推進し、積極的に特許、商標、著作権、営業秘密などの知的財産権紛争仲裁調停事業を推進することを明確にしている。更に、「通知」は、重要分野、重要業界の商会や協会に知的財産権調停組織を設立することを推進し、国家主要仲裁機構及び地方分枝機構若しくは本地区で影響力が比較的強い仲裁機構との協力関係の展開を強化し、法により知的財産権仲裁院（センター）の建設を奨励し、又は事業基礎のしっかりとした積極性の高い現有機構を選んで、それに対して能力アップと業務の規範化をさせることを要求している。また、「通知」は、弁護士、弁理士、工事技術者などの専門家が積極的に紛争仲裁調停事業に参加することを奨励し、導くことをあげている。

2014年、華誠は依頼を受けて、上海市知識産権局の知的財産権紛争調停制度の調査研究業務を行い、調停規則を制定した。 【国家知的財産権局】より

多部門が「意見」公布 労働人事争議仲裁処理体制を強化

「意見」によると、2020年までに、協議、調停、仲裁、訴訟は互いに協調し、秩序よく繋がった労働人事争議の多元的処理パターンを更に完全なものにする。このために、「意見」は「労働人事争議予防協議解決体制の健全化」、「専門的な労働人事争議調停体制の改善」、「労働人事争議仲裁体制の革新」、「調停、仲裁、訴訟の繋がった体制の改善」などの多方面から具体的な要求をあげている。

【人力資源と社会保障部】より

紛争解決チームはこちら——華誠律師事務所へ

